

○寒川町小規模事業者経営改善資金融資利子補助金交付要綱

平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の小規模事業者の経営の安定のための支援をすることにより、町内産業の発展及び振興を図ることを目的として、予算の範囲内において寒川町小規模事業者経営改善資金融資利子補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年寒川町規則第7号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 利子補助の対象とする者(以下「対象者」という。)は、次のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 寒川町商工会(以下「商工会」という。)の推薦を受け、日本政策金融公庫が中小企業者を対象に行う小規模事業者経営改善資金融資(以下「マル経融資」という。)を受けた者であること。
- (2) 町内において1年以上継続して同一事業を営んでいる者(個人にあっては1年以上継続して町内に在住している者)であること。

(交付の制限)

第3条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金を交付しない。

- (1) 対象者がマル経融資を資金の使途に従って使用していないとき。
- (2) 対象者がマル経融資の償還を延滞した場合等で、期限の利益を喪失したとき。
- (3) 対象者が納期限の到来している町税を完納していないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が交付することが適当でないと認めるとき。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎年1月1日から同年12月31日まで(平成25年度にあっては、平成25年4

月1日から同年12月31日まで)の間に、日本政策金融公庫へ支払ったマル経融資に係る約定  
利子(延滞利子を除く。以下「約定利子」という。)の合計額の2分の1以内とし、算出した  
額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、約定利子を支払った最初の日の属する月から24月  
以内とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者は、次に掲げる書類を、商工会を經由して毎年  
2月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 寒川町小規模事業者経営改善資金融資利子補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 日本政策金融公庫が発行した支払利息証明書及び支払済額明細書
- (3) 約定利子の支払状況がわかるもの(写し可)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付を決定したと  
きは、寒川町小規模事業者経営改善資金融資利子補助金交付決定通知書(第2号様式)により、  
交付しないことを決定したときは、寒川町小規模事業者経営改善資金融資利子補助金不交  
付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 受給者は、補助金の交付を受けている期間中に次の各号のいずれかに該当したときは、  
町長に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは氏名(法人にあっては、所在地、名称若しくは代表者名)の変更があった  
とき。
- (2) マル経融資の融資条件の変更があったとき。
- (3) マル経融資の対象となる事業を廃業したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第9条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部に相当する額を期限を定めて返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。